

# 令和8年度札幌市食品衛生監視指導計画（案） に対する市民意見募集結果

令和8年度札幌市食品衛生監視指導計画（案）に対する市民の皆様からのご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方について公表いたします。

## 意見募集結果の概要

### 1 意見募集期間

令和8年2月6日（金）～令和8年3月9日（月）

### 2 意見提出者数と件数

2名、2件

### 3 意見の内訳

#### (1) 提出者の住所別

住所	市内	市外	不明	合計
人数	2	0	0	2

#### (2) 提出方法別

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール等	合計
人数	0	0	0	2	2

#### (3) 意見の内容別

項目	件数
I 監視指導計画の目的と関連施策	0
II 監視指導計画の実施体制	1
III 監視・指導の実施	1
IV 事業者自らが実施する衛生管理及び自主的取組の推進	0
V 市民、事業者への情報提供と意見交換	0
VI 食品衛生に関する人材の養成と資質の向上	0
合計	2

## ご意見の概要と札幌市の考え方 (ご意見の内容は、趣旨が変わらない程度に一部要約しております)

### I 監視指導計画の目的と関連施策

ご意見等はありませんでした。

### II 監視指導計画の実施体制

No.	ご意見	札幌市の考え方
1	前年度までの実施結果を踏まえた上で、職務にあたる人員や予算等を考慮し、民間活用も含めた合理的で実施可能な計画が策定されることが重要である。	計画の策定にあたっては、札幌市の実施体制や過去の計画実施結果等を踏まえ、重点的に行うべき事業を選定し、実現可能であるかも考慮の上、策定しております。引き続き効率的かつ実行性の高いものとしてまいります。

### III 監視・指導の実施

No.	ご意見	札幌市の考え方
1	国内複数の工場で製造された生ビールに異物が混入しているとの情報があるの で、抜き打ちでの確認のうえ、工場の営業停止処分を行うべきである。 また、加熱処理済みのビールのみ製造するような制限をすべきである。	生ビールの異物混入に係る情報につきましては、情報源の信頼性等を考慮して慎重に判断する必要があります。 また、現時点で本件ご意見以外に、市民等からの申出や健康被害情報、厚生労働省や他自治体等からの情報提供などもございませんので、これらの状況を確認しながら、必要に応じて対応してまいります。

### IV 事業者自らが実施する衛生管理及び自主的取組の推進

ご意見等はありませんでした。

### V 市民、事業者への情報提供と意見交換

ご意見等はありませんでした。

### VI 食品衛生に関する人材の養成と資質の向上

ご意見等はありませんでした。

## SAPPORO

お問い合わせ

札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課（中央区大通西19丁目WEST19ビル）

TEL 011-622-5170

札幌市食の安全ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/>

市政等資料番号  
02-F06-25-2734